

(法安 140)
令和 3 年 12 月 24 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺弘司
(公 印 省 略)

厚生労働省「死因究明拠点整備モデル事業 薬毒物検査拠点モデル」について
(情報提供)

今般、厚生労働省死因究明等企画調査室より、令和 4 年度新規事業として標記のモデル事業を計画している旨、情報提供がございました。(別添資料参照)

死因究明において、薬毒物検査は薬の深刻な副作用の発見につながる可能性があるなど、公衆衛生の観点からも重要な検査のひとつとされるところ、当該検査が実施可能な大学法医学教室に限られていること、また検査の実施に必要な人材の不足など、当該検査体制が整っていない現状が指摘されているところです。

本モデル事業は、このような課題を踏まえ、薬毒物の検査充実の加速化を図るため、薬毒物検査拠点を整備し、地域の検査率の向上を目的として実施されます。

令和 3 年 11 月 29 日付(法安 125)文書にてご連絡しております「死因究明拠点整備モデル事業」同様、本薬毒物検査拠点モデル事業においても、地元の検案医(警察医)が重要な役割を担うスキームが示されていることから、都道府県医師会のご協力が必要不可欠のモデル事業と考え、現時点での情報提供を行うものです。

本モデル事業は、大学法医学教室が応募し実施するものではございますが、貴会におかれましても、ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

なお、下記の日程で、厚生労働省による大学向け説明会(ZOOM)が予定されておりますことを、併せてご案内申し上げます。

- ・令和 4 年 1 月 11 日 (火) 14:00~14:30
 - ・令和 4 年 1 月 13 日 (木) 14:00~14:30
 - ・令和 4 年 1 月 14 日 (金) 16:00~16:30
- いずれも事前登録不要

※各回共通 ID、pass

<https://zoom.us/j/93739085982?pwd=cEU1K2JqRHZuWFpQd0dDOGx1RXJYUT09>

ミーティング ID: 937 3908 5982

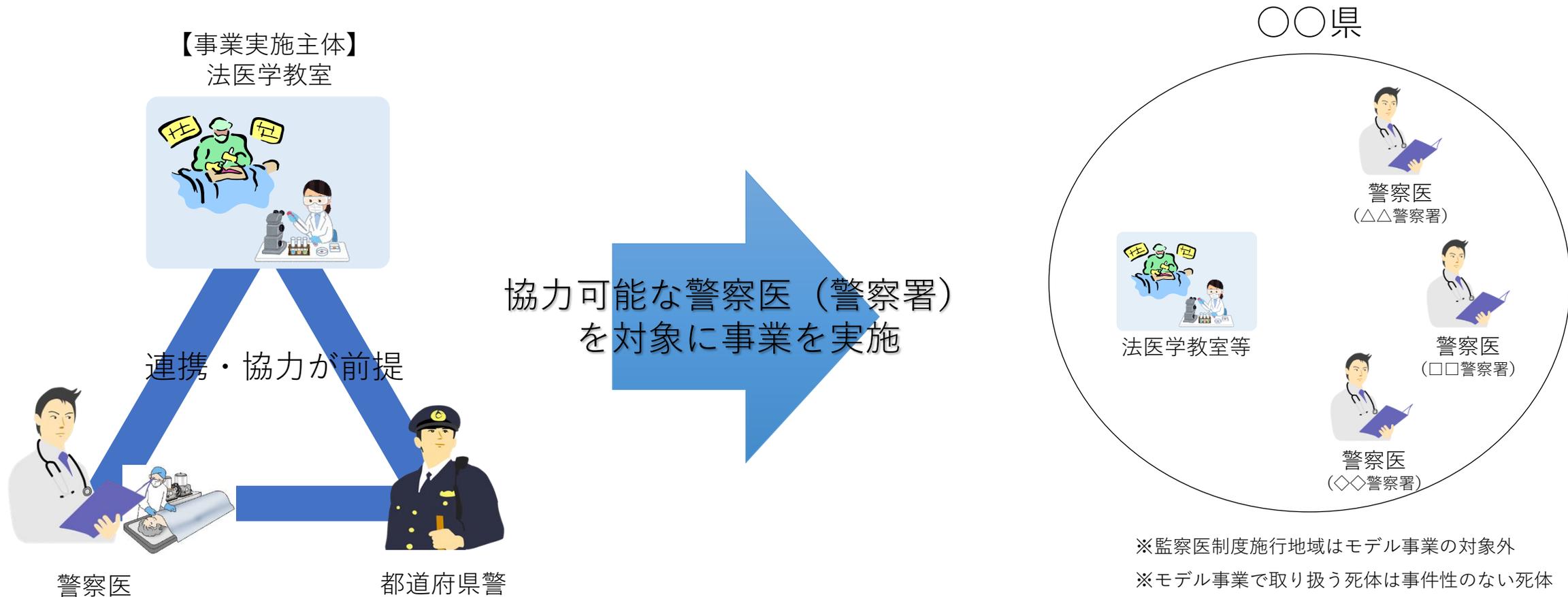
パスコード: 399258

以 上

死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル）

事業内容

薬毒物検査は薬の深刻な副作用の発見につながる可能性があるなど、死因究明において公衆衛生の観点からも重要な検査の一つである。しかしながら、人員が不足するなど十分な検査体制が整っていない。こうした課題を踏まえ、薬毒物の検査充実の加速化を図るため、薬毒物検査拠点を整備し、地域の検査率の向上を図る。



- ※監察医制度施行地域はモデル事業の対象外
- ※モデル事業で取り扱う死体は事件性のない死体
- ※県外の警察医と協力することも可能

※モデル事業の実施は予算の成立が前提となります。また、内容は現在検討中のもので、今後変わりうる可能性があります。

【法医学教室】



< 拠点に求められる要件 >

- 専門知識を有する教員がいる
(モデル事業予算で配置も可能)
- 基本的な分析装置・データベースが整備されている
- 薬毒物検査の実績を有している
- 県内・近隣県等からの依頼に対応可能
※近隣県との連携は任意。
新たな取組の場合は採択時の加点を想定
- 特定の薬物・化合物の分析に強みがある
(分析可能な機関が全国的に当該拠点のみなど)
※取組は任意。新たな取組の場合は採択時の加点を想定

近隣県の警察医

- ・ 取組は任意。連携が可能であれば①～④を同様に実施

特定の薬物・化合物について
全国的な検査の受け入れ

- ・ 取組は任意。依頼があれば対応

【検案医 (警察医)】



② 検体を採取

- ・ 警察医が検体を採取して所属医療機関へ持ち帰る



医療機関

③ 検体を郵送

- ・ 法医学教室へ郵送
- ・ 梱包方法など事前に配送業者と調整。集荷を依頼することも考えられる。



⑤ 検査結果のフィードバック

- ・ 検出された薬物など結果を警察医にフィードバック。

④ 検案書の発行

① 警察医から遺族への承諾確認、モデル事業への協力依頼

- ・ 事件性のない死体について全数調査を実施
- ・ 侵襲性のある検査については遺族の同意が必要



【遺族】